

高度資源循環・デジタル化推進協議会 会員規約

【名称】

(第1条)本会は、高度資源循環・デジタル化推進協議会(英名 Council for Advanced Resource circulation and Digitalization)という。

【目的】

(第2条)本会の目的は、次のとおりとする。

- (1)産官学関係者の連携による新規事業インキュベーション
- (2)協議会活動を通じて、民間主導ビジネススペースで業界の成長と発展、及び底上げ
- (3)「高度資源循環」の実現、及び業界主導の「デジタルサービスプロバイダー」創出

【事業】

(第3条)本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)総会開催時に、活動状況等の情報交換を実施する。
- (2)ワーキンググループ開催時に、本会の活動内容に関する意見交換を実施する。
- (3)その他、前条の目的を達成するために必要と判断される事業。

【会員】

(第4条)本会は、この会の目的に賛同する会員を募集する。

【総会】

(第5条)総会は、年1回開催し、会務を報告するほか、次の事項を議決する。

- (1)規約の変更
- (2)事業報告
- (3)事業計画
- (4)会費の賦課及び徴収方法
- (5)その他の必要事項

【役員】

(第6条)本会には、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
2. 会長は、会員の指名により選任され、本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会員の指名により選任され、会長を補佐し、会長の事故が有るときはその職務を代理する。
4. 役員任期は、1年以内とする。但し再選を妨げない。
5. 役員補欠が生じた場合は、他の役員により指名することとし、任期は前任者の残任期間とする。
6. 本会設立時の役員は、設立発起人の総意により指名される。

【会議の招集】

(第7条)会議は、会長が召集する。

【運営委員会】

(第8条)本会の運営を円滑に行うため、運営委員会を設置する。

2. 運営委員会は、会長及び副会長、運営委員から構成される。
3. 運営委員の選任は、総会で行う。
4. 運営委員会の長は、会長が務める。
5. 運営委員の任期は、1年以内とする。

6. 運営委員会は、会長が招集し、本会の円滑な運営に関わる事項を審議し、方針を決定する。
7. 運営委員会が必要と認めるときは、総会に議案を提出することができる。
8. 本会設立時の運営委員は、役員を含め設立発起人が務める。

【入退会】

(第9条)入会を希望する者は、入会申込書を会長宛に提出し、会長は、これを承認するものとする。

2. 退会を希望する会員は、退会届を会長宛に提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、退会以前に納付した入会金及び年会費は返還しない。また、入会金及び年会費の未納又は不足の場合には、これを完納しなければならない。

【事務局】

(第10条)本会の事務局は、一般社団法人資源循環ネットワークに置き、本会の庶務等を担当する。

【入会金】

(第11条)令和5年4月から会員として参加を希望する者は、入会時に入会金(10万円)を納入しなければならない。

2. 会員が公共団体、公益財団法人及び公益社団法人の場合は、入会金の納入は免除するものとする。

【年会費】

(第12条)会員として参加を希望する者は、年会費(10万円)を納入しなければならない。

2. 会員が公共団体、公益財団法人及び公益社団法人の場合は、年会費の納入は免除するものとする。

【経費】

(第13条)本会の運営に関する費用は、会員の入会金、年会費及び事業収入等をもって充てる。

【会計年度】

(第14条)本会の会計年度は、原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【附則】

(第1条)本規約は、令和4年4月1日より発効する。

(第2条)本規約は、令和5年4月1日より一部改正し施行する。

以上、高度資源循環・デジタル化推進協議会を設立するため、設立発起人が本会員規約を作成した。
なお、本規約は、総会からの権限委譲を受けた運営委員会の承諾のもと令和4年4月1日から施行する。

令和4年4月1日

会長	藤井実 (国立環境研究所社会システム領域システムイノベーション研究室)
副会長	小野田弘士 (早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科)
運営委員	橋本征二 (立命館大学理工学部環境システム工学科)
同	松本亨 (北九州市立大学環境技術研究所)
同	山本雅資 (東海大学政治経済学部経済学科)